

国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が
共同して行う高潮予報マニュアル

[Ver.1.0]

令和8年5月

国土交通省水管理・国土保全局 水防企画室・海岸室
気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課

目次

1. マニュアルの目的.....	1
2. 高潮予報海岸の指定.....	4
2-1 指定対象海岸の考え方.....	4
2-2 指定に際し整備すべき体制.....	5
2-3 指定に際し定めるべき基本的事項.....	7
3. 高潮予報作業環境の整備.....	14
3-1 3者による高潮予報を実施するための支援システム.....	14
3-2 支援システムの利用にあたって設定すべき事項.....	14
4. 高潮時の予報作業.....	15
4-1 情報収集・交換.....	15
4-2 高潮予報作業の開始.....	16
4-3 高潮予測.....	17
4-4 高潮予報文.....	18
4-5 高潮予報作業.....	21
4-6 高潮予報の伝達.....	22
4-7 高潮予報作業の終了.....	22
5. 高潮予報に係る協定・実施要領等.....	23
5-1 国土交通省、気象庁及び都道府県との協議手順.....	23
5-2 高潮予報に関する業務協定.....	25
5-3 高潮予報に関する実施要領.....	29
6. 巻末資料.....	41
6-1 都道府県コード.....	42
6-2 沿岸番号.....	43
6-3 用語の定義.....	45

1. マニュアルの目的

本マニュアルは、国土交通省、気象庁及び都道府県の高潮予報担当者向けに、水防法(昭和24年法律第193号)第11条の3に基づく、国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事による波の打上げの要素を加味した高潮予報を行う海岸(以下「高潮予報海岸」という。)の指定に係る手法、手続きの要領及び国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が共同して行う高潮予報作業の流れを示したものであり、もって円滑な高潮予報と高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難行動に資することを目的としたものである。

(1) マニュアル作成の背景と経緯

高潮による被害から国民の生命・財産を保護するための仕組みとしては、水防法において「水位周知海岸」の制度が設けられている。これは、水防法第 13 条の3の規定により指定された海岸において高潮特別警戒水位を設定し、水位の状況把握を行った結果、高潮特別警戒水位に達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知し、避難誘導等の水防活動を行うというものである。

また、この高潮に対しては、気象庁において、水防活動に適合する高潮の予警報(気象業務法第14条の2第1項)や、一般の利用に適合する予警報及び特別警報(同法第 13 条第1項及び第 13 条の2第1項)が行われているところである。

この気象庁における高潮の予警報は、全国の沿岸を対象に構築したモデルを用いて、

- ① 気圧の低下等による海面の吸い上げ(吸い上げ)、
- ② 風による海水の吹き寄せ(吹き寄せ)

による潮位の上昇等の予測に基づいて発表されているが、高潮による浸水被害は、「吸い上げ」、「吹き寄せ」のほか

- ③ 海岸に海水が衝突し、又は遡上することによる打上げ(打上げ)

の主に3つの要素が組み合わさることにより発生するものであり、現在の高潮の予警報は、海岸の地形や施設形状に影響を受ける波の「打上げ」の要素を加味することができていない。

こうした中、国土交通省では、都道府県と協力し、高潮の被害軽減に繋がる高潮予測モデルの早期構築に向けた研究開発を継続して進めてきた。その結果、これまで予測が困難であった波の打上げ高を全国一律の水準で海岸ごとの特性に応じて予測できる高潮予測モデルを構築し、気象庁の行う潮位予測・波浪予測(波高・周期)の情報と、地点毎の海岸の地形や施設形状を基に、波の打上げ高を含むより精度の高い高潮の予測を行うことが可能となった。

今後、気候変動の影響によって高潮災害の激甚化、被害地域の広域化が想定されており、高潮から国民の生命・財産を守るためには、これまでではできなかった「波の打上げ高」の要素を加味したより精度の高い高潮の共同予警報を実施し、その情報に基づいて、よりの確に高潮に対する水防活動を実施していくことが必要となる。

令和7年気象業務法及び水防法の一部改正における気象業務法第14条の2第2項(新設)、水防法第 11 条の3(新設)として、国土交通大臣が高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸について、国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事(以下「3者」という。)が共同して行う高潮予報を新たに実施することとされた。

新たな高潮の共同予報においては、3 者のそれぞれが有する情報を相互に参照し合い、その値

の変化に応じて随時の情報交換、修正等を行う必要があることから、当該 3 者の共同予報として
いる。

本マニュアルは、国土交通省、気象庁及び都道府県の高潮予報担当者向けに、水防法(昭和24
年法律第 193号)第11条の3に基づく、波の打上げの要素を加味した高潮の共同予報を行う海
岸(以下「高潮予報海岸」という。)の指定に係る手法、手続きの要領及び3者が共同して行う高潮
予報作業の流れを示したものであり、もって円滑な高潮予報と迅速かつ的確な情報伝達・避難行
動に資することを目的としたものである。

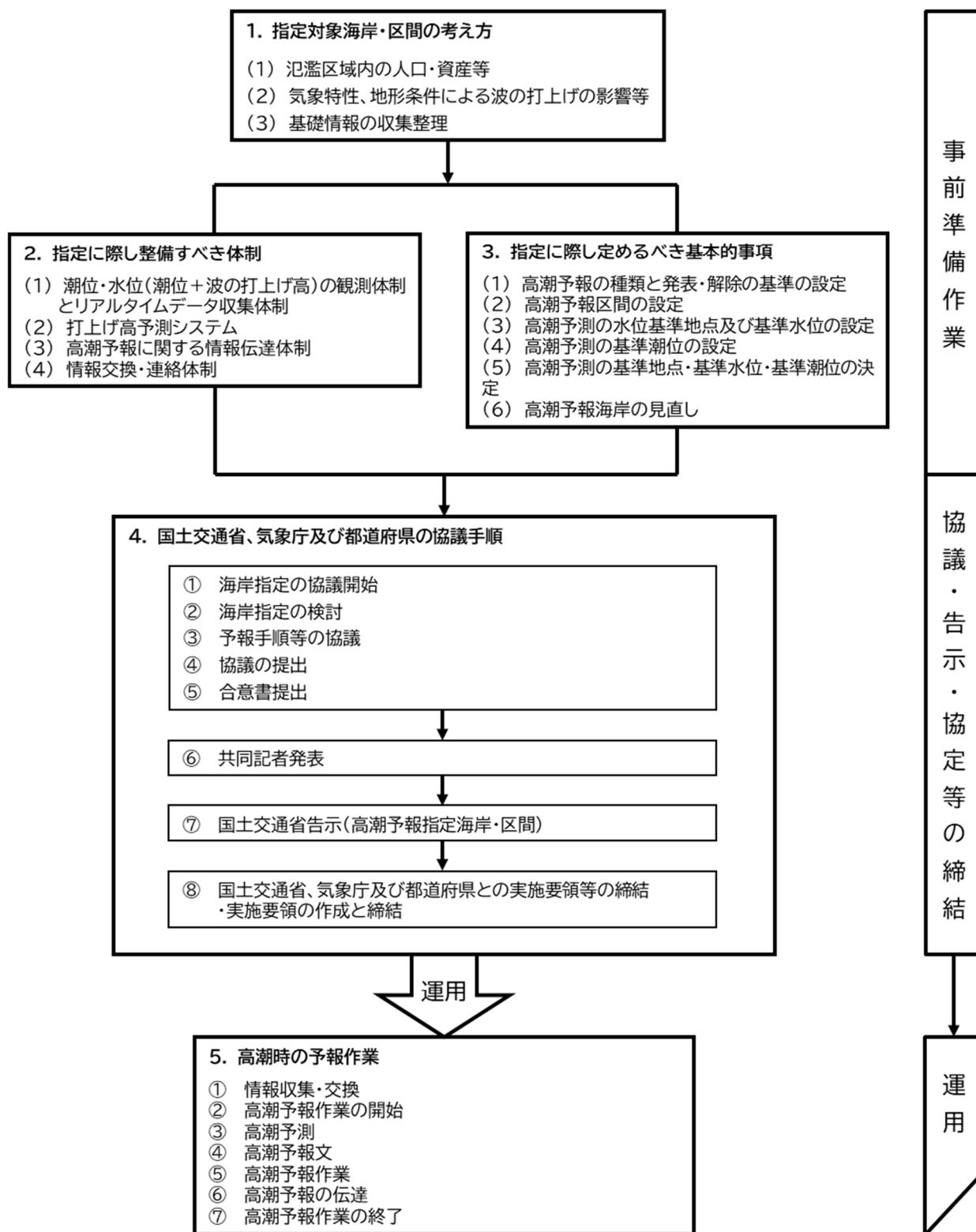
(2) マニュアルの概要

本マニュアルに示してある主な内容は次のとおりである。

- ① 高潮予報海岸の指定
 - ・指定対象海岸の考え方
 - ・指定に際し整備すべき体制
 - ・指定に際し定めるべき基本的事項

- ② 高潮時の予報作業
 - ・情報収集・交換
 - ・高潮予報作業の開始
 - ・高潮予測
 - ・高潮予報作業
 - ・高潮予報の伝達

- ③ 国土交通省、気象庁及び都道府県との協定・実施要領等の締結
 - ・国土交通省、気象庁及び都道府県が共同して行う高潮予報業務に関する協定等



■ 国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が共同して行う高潮予報の実施フロー

2. 高潮予報海岸の指定

2-1 指定対象海岸の考え方

国土交通大臣が指定する「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」とは、背後地の状況、被災実績、波の打上げの影響等を勘案した高潮により甚大な被害が発生する恐れのある海岸を指し、当該海岸の存する関係都道府県知事と協議・調整を行い、指定を進めていくこととする。

高潮予報海岸の指定は、海岸保全基本方針に示された沿岸単位を基本とし、指定に際しては、次の各項に示す観点から対象海岸の指定を進める。

- (1) 氾濫区域内の人口・資産等
- (2) 被害実績等
- (3) 気象特性、地形条件による波の打上げの影響等

(1) 氾濫区域内の人口・資産等

高潮による氾濫が発生した場合、氾濫区域内の人口・資産に応じて被害は深刻になる。また、地下街等や要配慮者利用施設等が浸水した場合には、特に人的被害のおそれがある。そのため、広い氾濫区域が当該海岸に沿って広がり、ひとたび氾濫すると広範囲にわたって浸水が及ぶ海岸で、一定の広がりを持つ氾濫区域に守るべき相当程度の人口・資産が集積していることや地下街等又は要配慮者利用施設等が存すること等が指定の条件の一つとなる。より詳細に指定する場合には、浸水想定シミュレーション等により、氾濫区間と被害との関係を定量的に分析する。

(2) 被害実績等

過去の高潮災害記録(被災箇所や外力、被害)等から得られる被害実績を収集整理し、特に甚大な被害が確認され、引き続き、当該被害の発生することが想定される場合は、指定の条件の一つとなる。

(3) 気象特性、地形条件による波の打上げの影響等

太平洋などの外洋に面し、台風等による高波浪の影響を受けやすく、また、海底地形が急であるといった地形的な要因などから、潮位(潮位偏差)よりも波浪(波の打上げ高)の方が十分に大きい海岸は共同予報化による効果が大きいいため、指定の条件の一つとなる。

2-2 指定に際し整備すべき体制

高潮予報海岸の指定に際しては、高潮予報作業を迅速かつ的確に行うために必要な次の体制を整備する。

- (1) 波の打上げ高の予測精度の維持・向上
- (2) 潮位・水位(潮位+波の打上げ高)等の現地状況等の観測、監視体制と情報収集体制
- (3) 高潮予報に関する情報伝達体制
- (4) 情報交換・連絡体制

(1) 波の打上げ高の予測精度の維持・向上

高潮予報海岸の指定にあたっては、気象庁が行う潮位・波浪予測の情報をもとに、国土交通省が構築した高潮予測モデルを用いた水位(潮位+波の打上げ高)予測が必要である。

なお、波の打上げ高の予測体制(高潮予測モデルの構築)の整備にあたっては、当該海岸の地形情報、海岸保全施設等の整備状況(過去の被害状況)の情報が必要である。

(2) 潮位・水位(潮位+波の打上げ高)等の現地状況等の観測、監視体制と情報収集体制

高潮予報を精度よく行うためには、海岸の潮位・水位(潮位+波の打上げ高)等の観測情報や、現地の施設状況や浸水状況を把握するための CCTV カメラ、3D -LiDAR(レーザー計測)等による監視体制を整備するとともに、これらの情報を一元的に確認できる体制(システム等)を整備する必要がある。

また、高潮予報海岸に指定した区間において海岸管理者等が設置する潮位・水位(潮位+波の打上げ高)等の観測・監視体制を把握し、これらの情報を都道府県に集約できるよう、水防計画に定めることも必要である。

なお、堤防等の保全施設が損傷したり、陸閘等の閉鎖に支障があったりする場合には、高潮予報における警報基準の引き下げを検討することとなる。

(3) 高潮予報に関する情報伝達体制

高潮予報に関する情報伝達は、高潮の状況及び予想される水位等をあらかじめ定められた様式に記述して高潮予報文を作成し、さらに、これをあらかじめ定められた情報伝達系統に従って迅速かつ確実に関係諸機関及び一般に伝達することによって行われることとなり、このための体制を整備しておく必要がある。

① 情報の伝達先

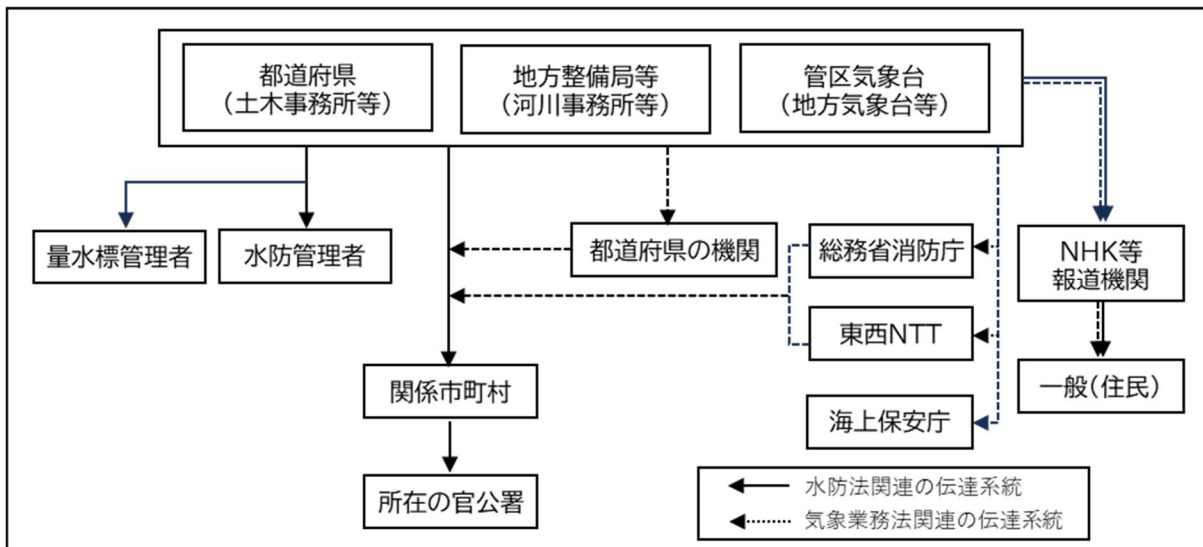
情報の伝達先として、水防法及び気象業務法において定められた機関は、次のとおりである。その他、国土交通省(地方整備局河川部、北海道開発局建設部及び沖縄総合事務局開発建設部(以下、「地方整備局等」という。))、気象庁(地方气象台等)及び都道府県との協議により必要な機関へ伝達するものとする。

- ・ 都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者

- ・ 都道府県の機関
- ・ 関係市町村長(さらに、市町村長から住民及び所在の官公署、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等へ)
- ・ NTT
- ・ NHK等報道機関(一般に周知させるため)
- ・ 総務省消防庁
- ・ 海上保安庁

② 情報の伝達系統

高潮予報における情報の伝達系統は、基本的に次図のとおりである。



■ 国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が共同で行う高潮予報の情報伝達系統

③ 関係市町村長への通知

水防法に基づき、水防管理者及び量水標管理者に高潮予報等の通知をした国土交通大臣及び都道府県知事は、高齢者等避難、避難指示、又は緊急安全確保の発令判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。ここでは、水防管理者としての市町村の長に加え、災害対策基本法に基づき避難指示等の発令を判断する者としての市町村の長にも通知することとなる。

(4) 情報交換・連絡体制

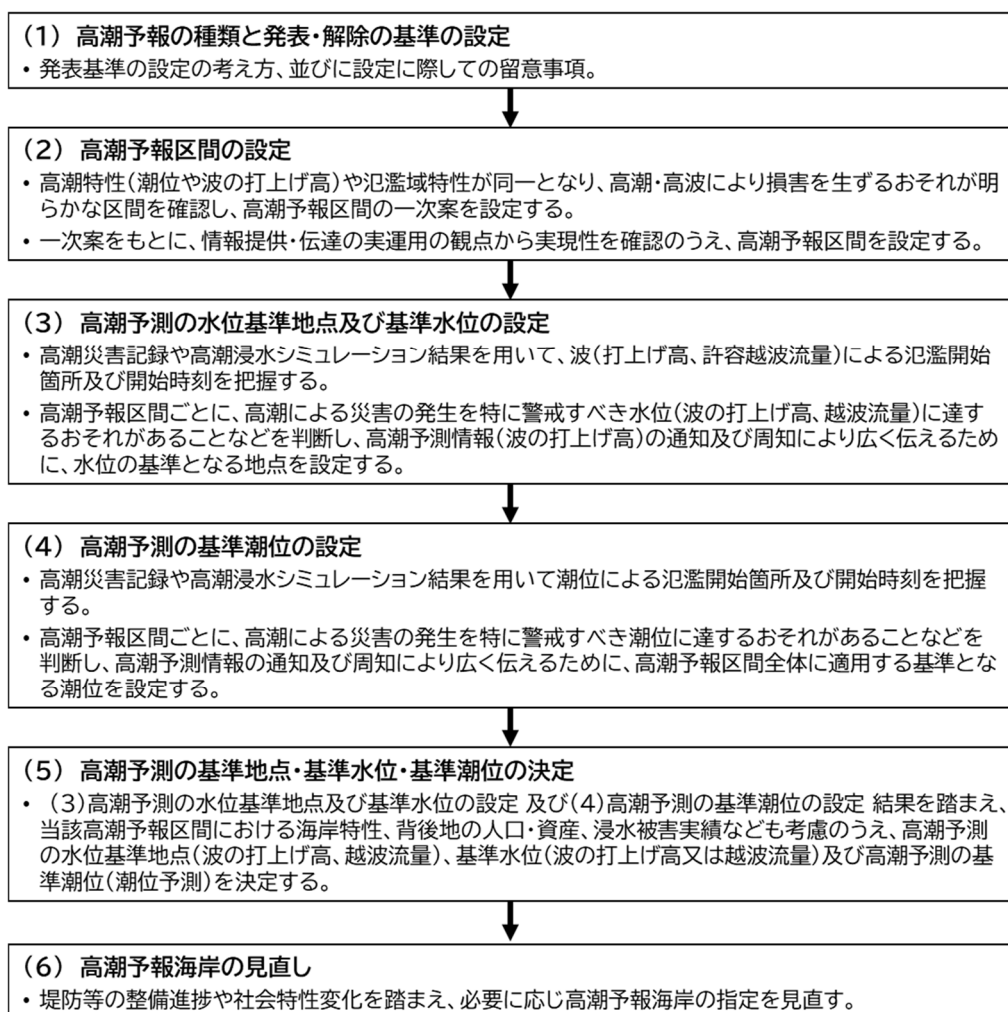
高潮予報を共同で実施する国土交通省(地方整備局等)、気象庁(地方气象台等)及び都道府県との間で、休日・夜間も含めて常時、原則としてオンラインでリアルタイムに情報交換、及び連絡調整を迅速かつ確実に行える体制を整備しておく必要がある。

2-3 指定に際し定めるべき基本的事項

高潮予報海岸の指定に際しては、あらかじめ次の基本的事項について、地方整備局等、管区気象台等及び都道府県の三者で定め、その設定根拠について整理する。また、関係する市区町村、海岸管理者・公物管理者とも調整の上、指定を進めることとする。

- (1) 高潮予報の名称と発表・解除の基準の設定
- (2) 高潮予報区間の設定
- (3) 高潮予測の水位基準地点及び基準水位の設定
- (4) 高潮予測の基準潮位の設定
- (5) 高潮予測の水位基準地点・基準水位・基準潮位の決定
- (6) 高潮予報海岸の見直し

指定に定めるべき基本的事項の検討フローを下図に示す。



■ 指定に際し定めるべき基本的事項の検討フロー

(1) 高潮予報の名称と発表・解除の基準の設定

高潮に関する警戒レベル相当情報は、下表に従い発表・解除を行うことを基本とし、具体的な基準や運用方法については協議して定めるものとする。

高潮予報の名称と発表・解除の基準

	情報名	発表基準
警戒レベル相当情報	【警戒レベル5相当情報】 レベル5高潮特別警報 ※レベル5高潮氾濫発生 情報と一体的に運用	次のいずれかの状況となったときに発表する。なお、どの状況によって発表したかは、情報確度を市町村が判断するための重要な要素となるため、予報の発表文に記載する。 <確認情報>越波、越流、堤防決壊並びに背後地の浸水を実際に確認したとき <計測情報>水位(潮位+波の打上げ高)、もしくは、潮位の計測値が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき <予測・推定情報> 水位(潮位+波の打上げ高)、もしくは、潮位の予測値が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき (確認・計測情報が取得できる場合はその情報を優先する)
	【警戒レベル4相当情報】 レベル4高潮危険警報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約6時間前までに発表する。
	【警戒レベル3相当情報】 レベル3高潮警報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約12時間前までに発表する。
	【警戒レベル2情報】 レベル2高潮注意報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約18時間前までに発表する。
警戒レベル相当情報の解除 (切替)		各警戒レベル相当情報の発表中に、水位(潮位+波の打上げ高)と潮位の計測値または直近の予測値が各レベルの基準を下回り、各レベルに対応する注意・警戒の必要がなくなったときに解除する。

※ 本来リードタイムを何時間にするかは沿岸市町村と予報主体の間の協議により定められるものである。一方で、高潮の予警報は、従来から、潮位の予測情報に基づき気象庁単独で行われており、本マニュアルでは、気象庁が運用している全国標準の基準を対象に紹介しているが、各地域で各警報レベル相当のリードタイムを設定することが望ましい。

高潮予報は、高潮による浸水被害が発生するおそれのある状況から前もって発表することで、高潮に対する警戒避難を呼びかけ、人命等の被害を未然に防止するものである。

そのため、高潮予報の水位予測に基づきレベル5高潮特別警報及びレベル4高潮危険警報を発表する基準は、堤防天端高等のその基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定し、運用することとしている。潮位予測に基づきレベル4高潮危険警報を発表する基準は、潮位がその高さを超えると、外力が堤防の設計条件に達し、波の打上げ高が堤防天端高を超えるなどして、浸水被害のおそれのある状況となる設計高潮位等で設定している。潮位予測に基づきレベル5高潮特別警報を発表する基準は、潮位がその高さを超えると、高潮の浸水により水平避難が困難な状況となる

蓋然性がより高くなる堤防天端高等で設定している。ただし、水位及び潮位の基準は、先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある等の場合は引き下げること検討する。

また、新たに高潮予報海岸で予測情報として導入する打上げ高予測モデルは、海岸の地形特性や既往の災害記録、高潮浸水シミュレーションなどから設定した地点を高潮予報の基準地点として、予警報を実施することとしている。一方、気象庁が単独で実施している高潮予報海岸以外の海岸では、日本全国の海岸線を細かく区切った面的な潮位の予測情報に基づき、予警報を実施することとしている。そのため、高潮予報海岸においても、国土交通省が開発した波の打上げ高の影響を加味したより精度の高い高潮予測モデルと気象庁が実施する面的な潮位の予測に基づく予測モデルを組み合わせることで、高潮浸水に繋がる予報の見逃しを防ぐように運用することとしている。

(1)-1 警戒レベル 2～警戒レベル 4 相当情報の発表基準の設定

警戒レベル2情報～警戒レベル4相当情報は、堤防等の決壊による背後地の浸水や異常な越波・越流の発生による高潮氾濫などの災害が想定される場合に、リードタイムをとって発表する情報である。

警戒レベル2情報～警戒レベル4相当情報は、潮位又は水位(潮位+波の打上げ高)の予測に基づいて発表する。

レベル4高潮危険警報(警戒レベル4相当情報[高潮])は、水位又は潮位が、命に危険を及ぼす高潮災害がいつ発生してもおかしくないとして設定した基準高に、6 時間程度で到達する予測がなされたときに発表される。つまり、レベル4高潮危険警報発表後から概ね 6 時間で命に危険を及ぼす高潮災害が発生する可能性があるということである。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることが考えられるため、レベル4高潮危険警報のリードタイムに関しては、高潮災害発生までの時間や暴風の影響を考慮した 6 時間をリードタイムとして設定している。

ただし、夜間から明け方に発表基準に到達することや暴風等により避難が困難になることを考慮し、早いタイミングでレベル4高潮危険警報を発表する場合もある。

レベル3高潮警報(警戒レベル3相当情報[高潮])及びレベル2高潮注意報(警戒レベル2情報[高潮])は、水位又は潮位が、命に危険を及ぼす高潮災害がいつ発生してもおかしくないとして設定した基準高に、それぞれ 12 時間程度、18 時間程度で到達する予測がなされたときに発表される。

(1)-2 警戒レベル 5 相当情報の発表基準の設定

警戒レベル5相当情報は、堤防等の決壊による背後地の浸水や異常な越波・越流の発生による高潮氾濫などの災害が発生し又は切迫している状況を確認した場合や、水位と潮位のいずれかの実況値又は直近の予測が基準高を超え、その状況が一定時間継続すると予測される場合に、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全の確保を促すための情報である。

高潮の警戒レベル5相当の発表は、実際に越波等を確認した情報、現地観測機器等の実況値(潮位又は水位(潮位+波の打上げ高))が基準高に到達したことの確認により発表することを基本とし、都道府県等から通知されるレベル5高潮氾濫発生情報はレベル5高潮特別警報と一体的に発表するものとする。

警戒レベル5相当情報は、下記のいずれかに該当した場合に発表する。

- ① 破堤、背後地の浸水を実際に確認したとき。
- ② 潮位と水位(潮位+波の打上げ高)のいずれかの実況値がレベル 5 基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき。
- ③ 潮位と水位(潮位+波の打上げ高)のいずれかの直近の予測値がレベル 5 基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき。

留意事項

高潮災害時の警戒レベル5発令基準として用いられる情報を確度の高い順に並べると、海岸管理者・水防団から通報される、実際に越流等による著しい浸水を確認した情報(施設の異常に関する情報を含む)【上記①】、潮位観測所や CCTV カメラ等による現地の観測情報【上記②】、国土交通省、気象庁及び都道府県が共同で行う波の打上げ高の影響を加味した水位(潮位+波の打上げ高)に関する予測情報【上記③】、気象庁が行う潮位に関する予測情報【上記③】がある。現状では、実況潮位及び実況水位(潮位+波の打上げ高)を把握できる地点が少ないことから、当面はカメラ等による実況把握と推定値(直近の高潮・波浪モデル計算に基づく予測(推定)値の使用による運用も可能としているが、詳細については、海岸管理者・公物管理者とよく協議する。また、レベル5相当情報の発表基準について、地盤高が堤防天端高よりも高い地域、堤外地の利用が高度に行われている地域においては、当該市町村も交え別途検討する必要がある。

(2) 高潮予報区間の設定

高潮予報海岸において、高潮予測情報(潮位や水位(潮位+波の打上げ高))を周知する区間(以下「高潮予報区間」という。)を設定する。

高潮予報区間は、市町村単位で設定することを基本とする。ただし、高潮(潮位又は水位(潮位+波の打上げ高))の発生特性や氾濫・被害特性等の地域特性、気象台による高潮予報の発表区域(二次細分区域、又は市町村等をまとめた地域を分割した区域)を考慮の上、市町村内での分割や、複数の市町村を束ねて高潮予報区間として設定することも可能とする。

① 設定の考え方

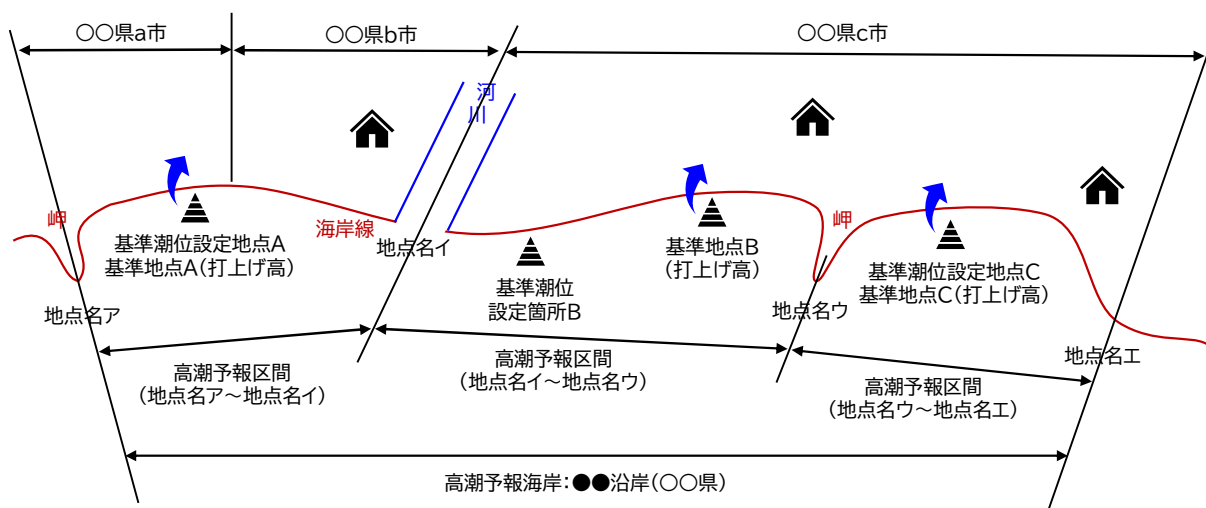
高潮予報区間は、市町村単位で設定することを基本とする。ただし、高潮(潮位又は水位(潮位+波の打上げ高))の発生特性や氾濫・被害特性等の地域特性、気象台による高潮予報の発表区域(二次細分区域、又は市町村等をまとめた地域を分割した区域)を考慮の上、市町村内での分割や、複数の市町村を束ねて高潮予報区間として設定することも可能とする。

高潮予報区間の設定にあたっては、高潮浸水想定区域図作成の手引きを参考に実施した高潮浸水シミュレーションの結果や過去の高潮災害資料等も参考にする。

② 留意事項

高潮予報海岸内に河川が流入する場合は、高潮予報区間の設定にあたり、高潮が遡上する河川の区間も含めて検討する。

なお、高潮浸水想定区域内の市町村のうち、沿岸に接していない市町村を高潮予報区間として設定するかは、高潮浸水想定区域の作成にあたって実施したシミュレーション等を参考に検討する。



■ 高潮予報海岸及び高潮予報区間の設定イメージ

(3) 高潮予測の水位基準地点及び基準水位の設定

高潮予測の水位基準地点及び基準水位については、以下に挙げる3つの考え方に基いて設定する。

① 高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)の設定

高潮予報区間を対象にした過去の高潮災害や高潮浸水シミュレーション結果を用いて、波(打上げ高、許容越波流量)による氾濫開始箇所と開始時刻を把握する。

上記の候補箇所に基づき、高潮予報区間ごとに、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(波の打上げ高、越波流量)に達するおそれがあることなどを判断し、高潮予測情報(波の打上げ高)の通知及び周知により広く伝えるために、高潮予報区間に水位(波の打上げ高、越波流量)の基準となる地点を設定する。

② 高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)の決定

高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)の検討により設定された候補地点と、観測施設(CCTV カメラ等)の設置状況を確認したうえで、高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)を決定する。

③ 高潮予測の水位基準地点における基準水位の設定

設定された高潮予測の水位基準地点における堤防天端高、若しくは背後地の地盤高より、基準水位を設定する。

(4) 高潮予測の基準潮位の設定

高潮予報区間を対象にした過去の高潮災害や高潮浸水シミュレーション結果を用いて、潮位による氾濫開始箇所と開始時刻を把握する。

上記の候補箇所に基づき、高潮予報区間ごとに、高潮による災害の発生を特に警戒すべき潮位に達するおそれがあることなどを判断し、高潮予測情報の通知及び周知により広く伝えるために、高潮予報区間全体に適用する基準となる潮位を設定する。

留意事項

高潮予報区間の基準潮位については、すでに気象庁(地方气象台等)が設定している場合は、当該基準も考慮して設定することとする。気象庁(地方气象台等)が設定した基準とする場合、高潮浸水シミュレーションの結果が考慮されているか確認し、高潮浸水シミュレーション未実施等の理由により考慮されていない場合は、シミュレーション結果が得られ次第、高潮予報区間の潮位基準の見直しについて検討する。

(5) 高潮予測の水位基準地点・基準水位・基準潮位の決定

(3)高潮予測の水位基準地点及び基準水位の設定 及び (4)高潮予測の基準潮位の設定の結果を踏まえ、当該高潮予報区間における潮位や波浪の海岸特性、背後地の人口・資産並びに想定される浸水被害や避難体制なども考慮の上、高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)、基準水位(波の打上げ高又は越波流量の予測)及び基準潮位(潮位予測)を決定する。

当該高潮予報区間における潮位や波浪の海岸特性によって、例えば、内湾の場合は潮位が卓越し、外洋の場合は波浪が卓越するなど、高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)と基準潮位(潮位予測)の設定検討を行う箇所とが必ずしも一致するとは限らない。さらには、背後地の人口・資産の分布・集積状況によっても、水位基準地点や基準潮位(潮位予測)の設定の候補地点は異なる場合もある。

従って、水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)、基準水位(波の打上げ高又は越波流量の予測)及び基準潮位(潮位予測)の検討作業は、それぞれ検討することになる。しかし、最終決定は、水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)、基準水位(波の打上げ高又は越波流量の予測)、基準潮位(潮位予測)の活用目的、海岸特性及び背後地の社会特性を総合的に検討した上で、それぞれの検討のとおり決定するのか、再考の上決定するのか、判断することが重要である。

そのような検討の結果として、高潮予測の水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)、基準水位(波の打上げ高又は越波流量の予測)及び基準潮位(潮位予測)の設定検討を行った箇所が一致する場合もあれば、異なる場合もある。

(6) 高潮予報海岸の見直し

高潮予報海岸の指定後、海岸保全施設整備の進捗による高潮や波浪の外力特性の変化や高潮氾濫により浸水が予想される区域の土地利用・人口・資産等の社会特性の変化が生じた場合は、必要に応じて高潮予報海岸(高潮予報区間や水位基準地点(波の打上げ高、越波流量)を含む。)の見直しを実施する。

3. 高潮予報作業環境の整備

3-1 3者による高潮予報を実施するための支援システム

3者は、国土交通省が整備したオンラインで接続された支援システム(以下「支援システム」という。)等を利用することができる。

この支援システムの利用にあたっては、国土交通省、気象庁及び都道府県の3者で利用に関する協定を締結するものとする。

高潮予報の共同発表に際し、国土交通省が整備した支援システム等を利用することができる。この支援システムの利用にあたっては、国土交通省(地方整備局等)、気象庁(管区气象台等)及び都道府県の3者で締結する、高潮予報業務に関する協定の中で次の項目を定めておくものとする(第5章参照)。

- ① 使用目的
- ② 支援システム障害時の措置
- ③ 支援システムに関する問い合わせ先
- ④ その他必要な事項

3-2 支援システムの利用にあたって設定すべき事項

支援システムを利用するためには、以下の事項を設定する必要がある。支援システムを利用する国土交通省、気象庁及び都道府県がそれぞれ必要な設定・管理を行うものとする。

なお、以下の事項に変更があった場合は、適切に更新するものとする。

【国土交通省(地方整備局等)設定項目】

- ・ 高潮予報海岸名、高潮予報区間名・コード・受け持つ地理的範囲
- ・ 水位又は越波流量基準地点名・所在地・緯度・経度、水位又は越波流量基準、堤防天端高・設計高潮位
- ・ 担当官署名

【気象庁(地方气象台等)設定項目】

- ・ 一次細分区域、市町村等をまとめた地域、二次細分区域(市町村等)、市町村等をまとめた地域を分割した区域、潮位基準等
- ・ 担当官署名

【都道府県設定項目】

- ・ 担当部署名

4. 高潮時の予報作業

4-1 情報収集・交換

地方整備局等、地方気象台等及び都道府県は、高潮時の予報作業において、それぞれ担当する情報を収集し、原則として相互にオンラインでリアルタイムに情報交換する。

地方整備局等、地方気象台等及び都道府県は、高潮予報作業において次の内容の情報収集・交換を行う。

(1) 地方整備局等、地方気象台等及び都道府県の高潮予報作業における役割

地方整備局等、地方気象台等及び都道府県は、高潮予報作業において、それぞれ次の役割を担い、3者が共同して高潮予報を発表する。

地方整備局等：波の打上げ高の予測

地方気象台等：潮位、波浪の予測

都道府県：最新の現地情報(水位(潮位+波の打上げ高)及び堤防等の施設の状況)の集約

(2) 都道府県が担当する情報

都道府県は、次の情報を、それぞれ支援システムを通じてリアルタイムに地方整備局等及び地方気象台等へ提供する。

- ・ 自ら観測した潮位・水位(潮位+波の打上げ高)の観測値
- ・ 自ら管理する海岸における氾濫の発生又は氾濫による危険の切迫を認めた旨の情報
- ・ 自県の高潮予報区間における越波、越流、堤防決壊を現認した旨の情報(海岸管理者等からの氾濫通報に関する情報を含む)

都道府県は、自県における堤防等の施設の状況に関する情報を、把握する都度、3者間で交換する。

(3) 地方整備局等が提供する情報

地方整備局等は、次の情報を、それぞれ支援システムを通じてリアルタイムに地方気象台等及び都道府県へ提供する。

- ・ 波の打上げ高予測値
- ・ 収集した自・他機関の潮位・水位(潮位+波の打上げ高)の観測値
- ・ 自ら管理する海岸における氾濫の発生又は氾濫による危険の切迫を認めた旨の情報

(4) 地方気象台等が提供する情報

地方気象台等は、次の情報を、それぞれ支援システムを通じてリアルタイムに地方整備局等及び都道府県へ提供する。

- ・ 収集した自・他機関の潮位の観測値
- ・ 波浪・潮位の予測値

4-2 高潮予報作業の開始

高潮予報作業は、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県が協議し、3者の合意に基づいて開始するものとする。

作業の開始にあたって、各者で気象庁が発表する早期注意情報(警報級の可能性)や時系列情報(明日までの警報等の見通し)においてレベル3高潮警報やレベル2高潮注意報等を発表する可能性がある時間帯を確認し、作業開始に必要な体制を整えるものとする。

高潮予報作業の開始にあたって、次のいずれかの場合に地方整備局等、地方気象台等及び都道府県において作業開始に必要な連絡体制を整え、作業の開始時期は協議の上、決定する。

- ① 気象庁が発表する早期注意情報(警報級の可能性)において、高潮に関する警報級の可能性[高]が予想されるとき。
- ② 気象庁が発表する時系列情報(明日までの警報等の見通し)において、レベル2高潮注意報等の発表の可能性が予想されるとき。
- ③ その他、高潮予報の必要が認められ、3者のいずれかから要求があったとき。

※早期注意情報(警報級の可能性):警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の2段階で示す情報。

- ・ 対象とする現象:大雨、土砂災害、暴風、波浪、高潮。
- ・ 警報級の可能性を示す時間幅:翌日までは6時間の幅、2日先は午前・午後、その先は1日の幅。
- ・ 発表時間・発表区域:翌日までは天気予報に合わせて毎日5時、11時、17時に府県予報区を分割した区域ごと、2日先以降は週間天気予報に合わせて毎日11時に府県予報区ごとに発表。

※時系列情報(明日までの警報等の見通し):警報・注意報に先立って気象の見通しを提供する情報。

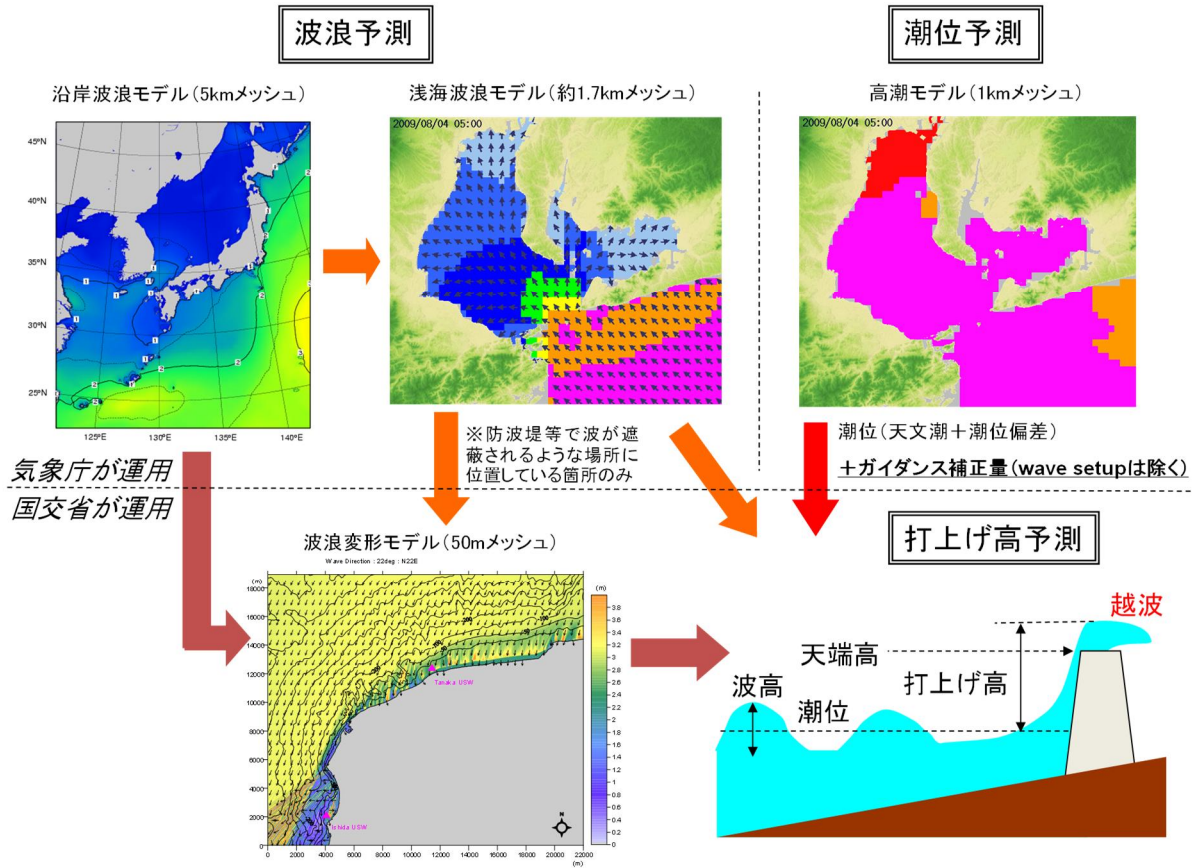
- ・ 対象とする現象:大雨、土砂災害、暴風、波浪、高潮、雷、大雪等。
- ・ 気象の見通しを示す時間幅:翌日までの3時間ごと(現象によっては日ごと)。
- ・ 発表時間・発表区域:毎日5時、11時、17時、23時(当初の見通しから大きく変わった場合などは臨時に発表)に市町村等(及び山地等の分割区域)ごとに発表。

これらの発表イメージ等は巻末資料参照。

4-3 高潮予測

高潮予報区間においては、波の打上げ高を考慮した水位予測として、気象庁による潮位・波浪予測をもとに国土交通省が行う沿岸に打ち寄せる波の打上げ高予測を用いた高潮予測を実施する。

打上げ高予測システムの全体概要は次のとおりである。



■ 打上げ高予測システムの全体概要図

4-4 高潮予報文

高潮予報文は、第5章に例示した「実施要領」に定める様式により、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県が協議し、3者の合意のもとに作成する。

(1) 高潮予報の名称と発表の基準

高潮予報の名称(情報名)とそれぞれの発表の基準は、第2章 2-3(1)高潮予報の名称と発表・解除の基準の設定の表のとおりとする。

(2) 高潮予報文の構成と記載内容

高潮予報文の構成、記載内容は次のとおりとする。

なお、高潮予報の迅速な発表に向け、現場での判断を軽減し、作業を客観的に実施できるようにするため、あらかじめ予報文の様式等を用意するとともに、発表時期の考え方等について発表主体の地方整備局等、地方気象台等及び都道府県との間で協議しておく。

予報文の様式等を定める実施要領案の例は、第5章に示す。

<高潮予報文の構成>

高潮予報文は次の項目により構成し、高潮予報の具体的な内容である高潮の予測、浸水発生の可能性、注意警戒事項、越波等の発生状況、潮位の観測結果をわかりやすく簡潔に記載する。

<高潮予報文の記載項目>

高潮予報文の主な記載項目は次のとおりとする。

高潮予報文の記載項目

記載項目	内容	記載例
発表日時	発表日時を記載する。	「令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分」など
発表官署	地方整備局等、都道府県及び地方気象台等の連名で記載する。	「〇〇地方整備局 〇〇県 〇〇地方気象台」など
注意警戒文	対象地方名、警報等の対象期間とともに注意警戒文を記載する。	「【特別警報(高潮)】〇〇地方に特別警報を発表しています。高潮に最大級の警戒をしてください。」など
市町村等の警報の種別	市町村等名、発表形態(発表、継続等)、警報の種別を記載する。	「〇〇市 [発表] レベル5高潮特別情報(氾濫発生)」など
概要文	高潮予報区間ごとに、警戒レベル、高潮予報区間名、当該警戒レベル相当となる期間(レベル2~4の場合)、高潮予報区間に属する市町村名(複数あれば列記する)、今後の水位(潮位+波の打上げ高)の見込み、注意・警戒を要する事項を記載する。	<p>「【レベル5高潮特別警報】災害が発生しています。〇〇湾の〇〇市、〇〇町では、海水が海岸施設を乗り越え、広範囲で浸水発生の可能性があります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。」</p> <p>「〈レベル4高潮危険警報〉これは、避難の発令の目安です。〇〇湾の〇〇市、〇〇町では、〇〇日〇〇時から〇〇時までに、水位(潮位+波の打上げ高)が堤防天端高(設計高潮位)を越え、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、適切な防災行動をとってください。」など</p>
参考資料	<p>越波等を現認した地点名とその状況を記載する(レベル5の場合)。 潮位基準を超過する日時と潮位、潮位のピークの日時と潮位を記載する。</p> <p>水位基準地点名と所在地、水位基準を超過する日時と水位、水位のピークの日時と水位を記載する。</p> <p>高潮予報区間とその受け持ち区間、水位基準地点の堤防天端高・設計高潮位を記載する。</p>	<p>「〇〇海岸付近で越流が発生しています。</p> <p>潮位の予測 〇〇日〇〇時 予測潮位〇.〇メートルの高さ 潮位のピークは、〇〇日〇〇時に〇.〇メートルの高さ</p> <p>水位の予測 〇〇港(〇〇地先) 〇〇日〇〇時 予測水位〇.〇メートルの高さ 水位のピークは、〇〇日〇〇時に〇.〇メートルの高さ</p> <p>高潮予報区間 〇〇から〇〇まで 基準 堤防天端高〇〇メートル 設計高潮位〇〇メートル」など</p>

※高潮の警戒レベル相当情報の発表区域の単位は市町村等とする。

複数の高潮予報区間又はそれ以外の区間がある市町村等の高潮の警戒レベル相当情報は、それら区間の中で最も高い警戒レベル相当の発表基準を超える区間の警戒レベル相当として発表する。

<予報文の記載内容>

①注意警戒文

対象地方名、警報等の対象期間とともに注意警戒文を記載する。

【注意警戒文(レベル5相当の記載例)】

〇〇海岸で高潮・高波による氾濫が発生

【注意警戒文(レベル4相当の記載例)】

〇〇海岸で0月00日00時頃から高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

【解除文(例)】

レベル4高潮危険警報を解除します。

②市町村等の警報の種別

市町村等の名称、発表形態(発表、継続等)、警報の種別を次のとおり記載する。

- 〇〇市 [発表] レベル5高潮特別警報(高潮氾濫発生情報)
- 〇〇市 [継続] レベル4高潮危険警報
- 〇〇市 [発表] レベル3高潮警報
- 〇〇市 [発表] レベル2高潮注意報

③概要文

高潮予報区間ごとに、警戒レベル、高潮予報区間名、当該警戒レベル相当となる期間(レベル2～4の場合)、高潮予報区間に属する市町村名(複数あれば列記する)、今後の水位(潮位+波の打上げ高)の見込み、注意・警戒を要する事項を記載する。

【概要文(例)】

【レベル5高潮特別警報】災害が発生しています。〇〇湾の〇〇市、〇〇町では、海水が海岸施設を乗り越え、広範囲で浸水発生の可能性があります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

〈レベル4高潮危険警報〉これは、避難の発令の目安です。〇〇湾の〇〇市、〇〇町では、〇〇日〇〇時から〇〇時まで、水位(潮位+波の打上げ高)が堤防天端高(設計高潮位)を越え、浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、適切な防災行動をとってください。

④参考資料

越波、越流又は堤防決壊を現認した地点名とその状況を記載する(レベル5の場合)。

【参考資料(現認状況の記載例)】

〇〇海岸付近で越流が発生しています。

潮位基準を超過する日時と潮位、潮位のピークの日時と潮位を記載する。

【参考資料(潮位の予測、潮位最大値観測の記載例)】

潮位の予測

〇〇日〇〇時 予測潮位〇.〇メートルの高さ

潮位のピークは、〇〇日〇〇時に〇.〇メートルの高さ

水位基準地点名と所在地、水位基準を超過する日時と水位、水位のピークの日時と潮位、高潮予報区間とその受け持ち区間、水位基準地点の堤防天端高・設計高潮位を記載する。

【参考資料(水位の予測、高潮予報期間等の記載例)】

水位の予測 〇〇港(〇〇地先)

〇〇日〇〇時 予測潮位〇.〇メートルの高さ

潮位のピークは、〇〇日〇〇時に〇.〇メートルの高さ

高潮予報区間 〇〇から〇〇まで

基準 堤防天端高〇〇メートル 設計高潮位〇〇メートル

4-5 高潮予報作業

高潮予報作業は、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県の各現場での判断を軽減し、作業を客観的に実施するため、あらかじめ予報文の様式、手順等について協議しておき、迅速に発表するものとする。

高潮予報作業において、警戒レベル5相当情報は、水防法第 24 条の2等により都道府県知事に集約される実際に越波等を確認した情報や、現地観測機器等の実況値(潮位又は水位(潮位+波の打上げ高)が基準高に到達したことの確認をもって発表することを基本とする。その運用にあたっては、海岸管理者等から通報される氾濫等の情報(海岸管理者等が支援システムに入力)を受け、警戒レベル5相当情報の発表に関して三者協議で判断の上、都道府県が支援システムを通じて通知することで、気象庁でレベル5高潮特別警報の予報文が作成され地方気象台等から発表する。都道府県によるレベル5高潮氾濫発生情報も一体的に運用され、レベル5高潮特別警報と同一の情報で発表される。また、高潮予報海岸に関して、気象業務法第 13 条第1項及び第 13 条の2第1項の規定に基づき気象庁が行う一般の利用に適合する高潮予報についても、3者が共同して行う高潮予報と一体的に運用され、同一の情報で発表される。

警戒レベル2及び警戒レベル3～5相当情報の予報作業について、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県の三者で手順等をあらかじめ協議しておき、地方気象台等を中心に正確、迅速に発表するものとする。作業の開始にあたっては、4-2 の記載のとおり、早期注意情報(警報級の可能性)や時系列情報(明日までの警報等の見通し)においてレベル3高潮警報やレベル2高潮注意報等の発表の可能性がある場合に必要な連絡体制を整えるものとする。

4-6 高潮予報の伝達

高潮予報は、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県において、事前に定めた伝達先へそれぞれ伝達する。

高潮予報を発表した際は、事前に定めた伝達先(避難指示等を判断する市町村の長を含む。)へ速やかに伝達する。伝達方法についてはあらかじめ伝達先と協議して定めておくものとし、可能な限り複数ルートを確保する。

4-7 高潮予報作業の終了

高潮予報作業の終了時期は、高潮予報区間内の潮位又は水位基準地点の水位、若しくは越波流量が作業終了の基準を満たし、浸水による危険がなくなったと認められる場合とし、地方整備局等、地方気象台等及び都道府県が協議の上、決定する。

高潮予報作業の終了時期は、以下の全てが満たされ、浸水による危険がなくなったと認められる場合に地方整備局等、地方気象台等及び都道府県との間で協議の上、決定する。

- ① 気象庁が発表する早期注意情報(警報級の可能性)において、高潮に関する警報級の可能性が予想されなくなったとき。
- ② 気象庁が発表する時系列情報において、レベル2高潮注意報等の発表の可能性が予想されなくなったとき。
- ③ 高潮予報区間内において再び潮位の高まりが予想されないとき。

5. 高潮予報に係る協定・実施要領等

5-1 国土交通省、気象庁及び都道府県との協議手順

国土交通省、気象庁及び都道府県は、高潮予報海岸の指定に向けて、次に示す事項について協議する。

- (1) 担当窓口
- (2) 協議の手順とスケジュール
- (3) 業務協定及び実施要領において協議して定めるべき内容

(1) 担当窓口

国土交通省(地方整備局等)、気象庁(地方气象台等(当該海岸を含む府県予報区担当気象官署。以下同じ。))及び都道府県は、高潮予報に関する協議の担当窓口を一元化して協議する。

(2) 協議の手順とスケジュール

指定に向けての標準的な協議手順とスケジュールは次のとおりである。

なお、高潮予報業務を円滑に行う観点から、高潮予報海岸の指定の告示は、出水期を考慮して行うことが適当と考えられる。

【協議内容と担当者】(3者:地方整備局等、地方气象台等、都道府県)

協議等の内容	担当	解説
①高潮予報海岸指定の協議開始	国→県	
②高潮予報海岸指定の検討	3者	高潮予報海岸・区間の考え方、3者の準備状況等を検討。調整が整えば③へ。
③予報手順等の協議	3者	3者が高潮予報を実施する手順を協議し、業務協定・実施要領案を作成(作業開始基準等の調査を含む)。協議が調えば④以下の事務措置へ。
④協議書提出	国→県	地方整備局等から都道府県に協議書提出。
⑤県内文書処理	県	協議書を受けて、同意書を提出するまでの都道府県内の文書処理。
⑥同意書提出	県→国	都道府県から地方整備局等に合意書を提出。これを受けて地方整備局等では告示のための措置を行う。
⑦地方整備局等内の文書処理・告示準備	国	告示を行うための地方整備局等の文書処理。同時に、地方整備局等、地方气象台等及び都道府県とで記者発表文の調整等、準備を行う。
⑧共同記者発表	3者	告示前に3者共同で記者発表。
⑨告示	国	官報告示
⑩業務協定・実施要領締結	3者	地方整備局長、管区气象台長及び都道府県知事の間で協定、担当官署間で実施要領締結。

【協議スケジュール】

協議等の内容	月	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
①高潮予報海岸指定の協議開始		→					
②高潮予報海岸指定の検討		→	→				
③予報手順等の協議				→			
④協議書提出					→		
⑤県内文書処理					→		
⑥合意書提出						→	
⑦国土交通省内の文書処理・告示準備						→	→
⑧共同記者発表							→
⑨告示							→
⑩業務協定・実施要領締結							→

※上記は、新たに高潮予報海岸を指定する際の標準的なスケジュールである。高潮予報海岸指定の検討、予報手順等の協議を並行して行うことなどにより、指定に関わる協議期間を短縮できる可能性がある。

(3) 業務協定及び実施要領において協議して定めるべき内容

高潮予報を円滑に実施するため、地方整備局等、管区气象台等及び都道府県は、次の各項目を定めた高潮予報業務に関する協定等を協議して締結しておくものとする。

また、高潮予報の具体的な作業とその内容、手順を定めた実施要領を地方整備局等、地方气象台等及び都道府県の高潮予報実施部署間で協議して締結しておくものとする。

次項以降に、業務協定と実施要領の文例を示す。

- ① 高潮予報の名称及び実施区間(起点及び終点)等
- ② 高潮予報作業の連絡方法
- ③ 高潮予報を行う際のデータの交換等
- ④ 高潮予報作業の実施方法
- ⑤ 高潮予報の伝達
- ⑥ 高潮予報作業の開始及び終了の時期
- ⑦ 高潮予報の発表
- ⑧ 高潮予報の基準
- ⑨ 情報システム障害時の措置
- ⑩ その他必要な事項

5-2 高潮予報に関する業務協定

高潮予報を実施する海岸を新たに指定する場合には、業務協定案の例示を参考にして、業務協定を国土交通省、気象庁及び都道府県の3者間で締結する。

国土交通省(地方整備局等)、気象庁(管区气象台等)及び都道府県が共同で行う高潮予報の業務協定の案を次に例示する。

国土交通省、気象庁及び〇〇県が共同して行う高潮予報業務に関する協定(例)

〇〇地方整備局、〇〇管区気象台及び〇〇県が共同して行う高潮予報業務に関する協定

〇〇地方整備局(以下「甲」という。)、〇〇管区気象台(以下「乙」という。))及び〇〇県(以下「丙」という。))は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十一条の三及び気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十四条の二第二項の規定に基づき、共同で高潮予報業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため、「〇〇湾沿岸(〇〇県)の高潮予報実施要領(以下「実施要領」という。))」を定める。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が保有する高潮に関わる情報の共有を図ることにより、共同で高潮予報業務を実施するために締結する。

(高潮予報区間等)

第2条 高潮予報区間、高潮予測の水位(波の打上げ高)基準地点及びその担当部署は付表1のとおりとする。

(高潮予報業務の連絡方法)

第3条 高潮予報業務に関する相互の連絡が確実に実施できるよう、甲、乙及び丙の連絡方法を実施要領に定めるものとする。

(高潮予報業務を行う際のデータの交換等)

第4条 甲、乙及び丙のデータの交換は、オンラインで接続された情報処理システム(以下「情報システム」という。))を用いるものとする。

(高潮予報業務の実施体制)

第5条 高潮予報業務のうち主として水位(波の打上げ高)に関する部分は甲、潮位・波浪に関する部分は乙、現地情報(水位及び堤防等の施設の状況)の集約に関する部分は丙が担当するものとする。

(高潮予報の伝達)

第6条 高潮予報情報が確実に伝達されるよう伝達先及び伝達方法を規定するものとし、詳細は実施要領によるものとする。

(高潮予報業務の開始及び終了の時期)

第7条 高潮予報業務体制が確実に確保されるよう、開始及び終了時期について規定するものとし、詳細は実施要領によるものとする。

(高潮予報の発表)

第8条 高潮予報は、甲、乙及び丙が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

(高潮予報の名称等と発表基準)

第9条 高潮予報の名称等とそれぞれの発表基準は、付表2のとおりとし、詳細は、実施要領によるものとする。

(情報システム障害時及び高潮予報業務の機能喪失時の措置)

第10条 情報システム障害時及び機能喪失時においても高潮予報業務を継続できるよう規定するが、詳細は実施要領によるものとする。

(その他)

第11条 本協定で定める高潮予報業務に関して、気象業務法第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定に基づき気象庁が行う高潮予報、並びに水防法第二十四の二に基づき〇〇県知事が行う氾濫に関する通知及び周知は、本協定で定める高潮予報と一体的に運用し、同一の情報で発表する。

2 高潮予報の実施に関し告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ甲乙及び丙が各自1通を所有するものとする。

付表1 高潮予報区間、高潮予測の水位(波の打上げ高)基準地点

高潮予報 海岸名	高潮予報 区間名	ふりがな	高潮予報 区間 コード	市町村等 (相当する警 戒レベルの発 表単位)	受け持ち 区間	水位 基準地点 名	担当部署
〇〇湾沿 岸 (〇〇県)	〇〇市 区 間	〇〇し くかん	1626010	〇〇市	〇〇県〇〇市 〇〇川河口か ら 〇〇県〇〇市 〇〇川河口ま で	〇〇市水 位基準地 点	国土交通省 〇〇地方整備局 気象庁 〇〇地方気象台 〇〇県
	〇〇町 区 間	〇〇まち くかん	1626020	〇〇町	〇〇県〇〇町 〇〇河口から 〇〇県〇〇町 〇〇川河口ま で	〇〇町水 位基準地 点	
	〇〇町 区 間	〇〇まち くかん	1626030	〇〇町	〇〇県〇〇町 〇〇県境から 〇〇県〇〇町 〇〇河口まで	〇〇町水 位基準地 点	

(以下は協定書の作成のための注記であり、協定の付表には記載しない。)

※高潮予報区間、市町村等をまとめた地域を分割した区域、水位基準地点の各名称の文字数の上限を10文字程度とする。

※高潮予報区間コードは下記の番号を合わせた7桁の番号とする。

都道府県コード:2桁(01~47)

沿岸番号:2桁(01~71)

各都道府県の沿岸ごとの高潮予報区間の番号:2桁(01~99)

高潮予報区間分割番号:1桁(0~9)

※都道府県コード、沿岸番号は 6. 巻末資料 参照。

付表2 高潮予報の名称等と発表基準

高潮予報の名称等とそれぞれの発表基準は、以下を基本とする。

	情報名	発表基準
警戒レベル相当情報	【警戒レベル5相当情報】 レベル5高潮特別警報 ※レベル5氾濫発生情報 と一体的に運用	次のいずれかの状況となったときに発表する。なお、どの状況によって発表したかは、情報の確度を市町村が判断するための重要な要素となるため、高潮予報をもとに作成する情報文に記載する。 <確認情報> 越波、越流、堤防決壊並びに背後地の浸水を実際に確認したとき <計測情報> 水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の計測値がそれぞれの基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき <予測・推定情報> 水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予想されるとき (確認・計測情報が取得できる場合はその情報を優先する)
	【警戒レベル4相当情報】 レベル4高潮危険警報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約6時間前までに発表する。
	【警戒レベル3相当情報】 レベル3高潮警報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約12時間前までに発表する。
	【警戒レベル2情報】 レベル2高潮注意報	水位(潮位+波の打上げ高)若しくは潮位の予測値がそれぞれの基準高に達すると予想される約18時間前までに発表する。
	警戒レベル相当情報の解除(切替)	各警戒レベル相当情報の発表中に、水位(潮位+波の打上げ高)と潮位の計測値または直近の予測値が各レベルの基準を下回り、各レベルに対応する注意・警戒の必要がなくなったときに解除する。

5-3 高潮予報に関する実施要領

業務協定を締結した後、実施要領を締結する。

高潮予報を実施する主体である地方整備局等、地方気象台等及び都道府県の 3 者による高潮予報に関する実施要領を締結する。

実施要領案を次に例示する。

〇〇海岸の高潮予報実施要領(例)

〇〇地方整備局、〇〇地方気象台及び〇〇県(以下「3者」という。)は、「〇〇地方整備局、〇〇管区気象台及び〇〇県が共同して行う高潮予報業務に関する協定(令和8年5月29日)」に基づき、〇〇湾沿岸(〇〇県)の高潮予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 高潮予報を行う際に用いるデータ

〇〇湾沿岸(〇〇県)における高潮予報区間内の水位基準地点及び水位基準高並びに潮位基準高は付表1、水位基準地点の位置図は付図1のとおりとする。

2. 高潮予報への波の打上げ高予測情報の活用

3者は、〇〇地方整備局が提供する付表1の水位基準地点における予測情報を踏まえて高潮予報を行うものとする。

3. 高潮予報を行う際の連絡

高潮予報作業に関する連絡責任者は、〇〇地方整備局においては水災害予報センター長、〇〇地方気象台においては防災管理官、〇〇県においては河川課長とする。

連絡方法については、3者の間にオンラインで接続された情報処理システム(以下「情報システム」という。)又は電話・FAX によるものとする。なお、メールでのデータ送付が可能な場合は、メールによる連絡も行う。

4. 高潮予報の伝達

高潮予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5. 高潮予報作業の開始及び終了

(1) 高潮予報作業の開始にあたって、次のいずれかの場合に3者において協議の上、決定する。

ア 気象庁が発表する早期注意情報(警報級の可能性)において、〇〇県〇部の高潮に関する警報級の可能性[高]が予想されるとき。

イ 気象庁が発表する時系列情報(明日までの警報等の見通し)において、レベル2高潮注意報等の発表の可能性が予想されるとき。

ウ その他、高潮予報の必要が認められ、3者のいずれかから要求があったとき。

(2) 高潮予報作業の終了時期は、以下の全てが満たされ、浸水による危険がなくなったと認められる場合に3者が協議の上、決定する。

ア 気象庁が発表する早期注意情報(警報級の可能性)において、高潮に関する警報級の可能性が予想されなくなったとき。

イ 気象庁が発表する時系列情報(明日までの警報等の見通し)において、レベル2高潮注意報等の発表の可能性が予想されなくなったとき。

ウ 高潮予報区間内において再び氾濫のおそれが予想されないとき。

6. 高潮予報の発表

(1) 高潮予報の発表の形式は、XML 形式で、気象庁防災情報 XML フォーマットに基づく仕様^{※注1}とする。

※注1:XML 形式の詳細について:[https:// xml.kishou.go.jp/index.html](https://xml.kishou.go.jp/index.html)

(2) 高潮予報をもとに作成する情報文は、付図3を参考に、標題、発表日時・官署、注意警戒文、市町村等の警報の種別及び概要文を記載することとし、必要に応じ、参考資料を掲載することとする。

(3) 高潮予報をもとに作成する情報文に誤りがあった場合は、速やかに修正する。

(4) 高潮予報の発表にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、情報システムを用いるものとする。

7. 高潮予報の基準

高潮予報の水位と潮位の具体的な基準等は、付表1のとおりとする。

8. 情報システム障害時及び高潮予報作業の機能喪失時の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ① 3 者のデータ交換については、付表3について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜通知するものとする。
- ② 障害時の情報文の部外機関への伝達については、3者のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

(2) 高潮予報作業の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

- ① ○○地方整備局で実施すべき作業を、国土交通省の他官署(連絡先は付表4)で代行する。
- ② 気象庁の官署で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表4)で代行する。
- ③ ○○県で実施すべき作業を、○○県の本庁・他事務所(連絡先は付表4)で代行する

9. その他

(1) 高潮予報を円滑に実施するため、3 者で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

令和 ○年 ○月○○日

○○地方整備局 水災害予報センター長 ○○ ○○

○○地方气象台 防災管理官 ○○ ○○

○○県 ○○部 河川課長 ○○ ○○

付表1 高潮予報区間内の高潮予報の水位基準地点及び水位基準高並びに潮位基準高

(1) 高潮予報の水位基準地点及び水位基準高

高潮予報 海岸名	高潮予報 区間名	水位 基準地点名		レベル5 水位基準高 (T.P.m)	堤防天端高 (T.P.m)	所在地	緯度	経度
〇〇湾沿岸 (〇〇県)	〇〇市区間	〇〇市	ひらがな	〇.〇	〇.〇	〇〇県 〇〇市〇〇	北緯〇度 〇〇.〇分	東経〇度 〇〇.〇分
	〇〇市区間	〇〇市	ひらがな	〇.〇	〇.〇	〇〇県 〇〇市〇〇	北緯〇度 〇〇.〇分	東経〇度 〇〇.〇分
	〇〇町区間	〇〇町	ひらがな	〇.〇	〇.〇	〇〇県 〇〇市〇〇	北緯〇度 〇〇.〇分	東経〇度 〇〇.〇分

(2) 高潮予報の潮位基準高

高潮予報 海岸名	高潮予報 区間名	レベル5 潮位基準高 (T.P.m)	レベル4 潮位基準高 (T.P.m)
〇〇湾沿 岸 (〇〇県)	〇〇市区間	〇.〇	〇.〇
	〇〇町区間	〇.〇	〇.〇
	〇〇町区間	〇.〇	〇.〇

付表2 高潮予報の伝達先

伝達先	担当官署
関係市町村	〇〇土木事務所
NTT 五反田センター	〇〇地方気象台
総務省消防庁	//
海上保安庁	//
〇〇県消防防災担当部局	//
日本放送協会	//

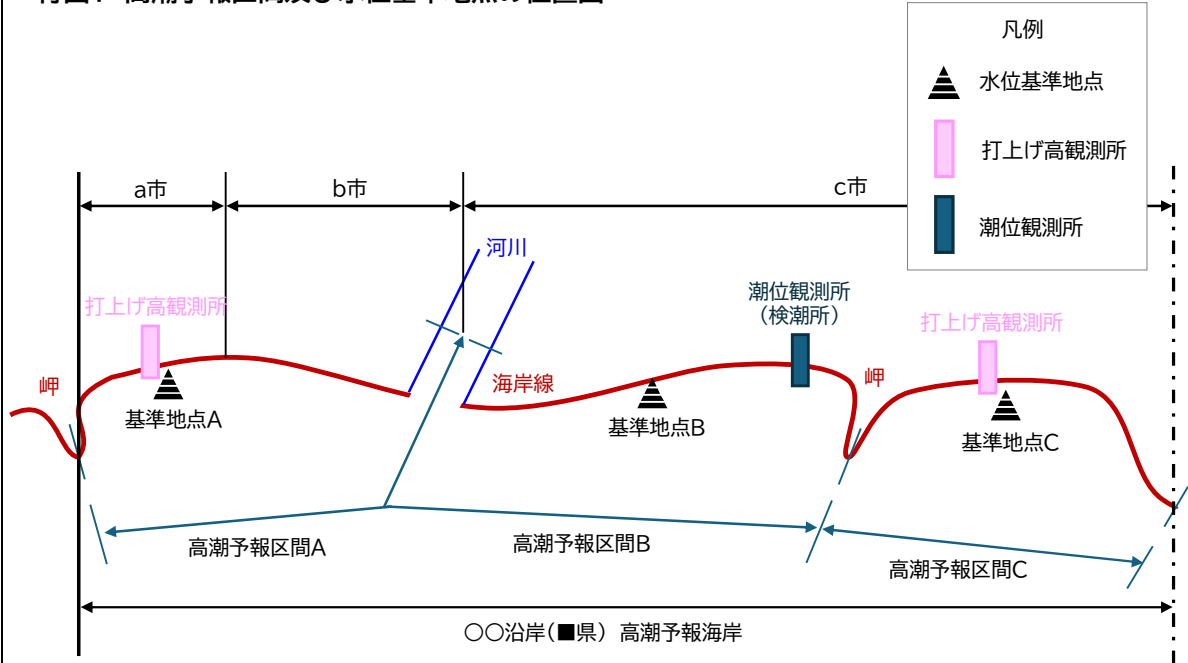
付表3 情報システム障害時に交換するデータ

(1)〇〇地方整備局から〇〇地方気象台、〇〇県に通知するもの	
ア	各水位基準地点における波の打上げ高予測情報
イ	各高潮予報区間における現地情報(堤防等の施設状況)
(2)〇〇地方気象台から〇〇地方整備局、〇〇県に通知するもの	
ア	〇〇県に発表された注意報・警報(水防活動用)
イ	気象情報(台風、低気圧等)
ウ	各高潮予報区間における高潮ガイダンス
エ	〇〇県に発表予定の高潮予報文案
(3)〇〇県から〇〇地方整備局、〇〇地方気象台に通知するもの	
ア	各高潮予報区間における現地情報(水位及び堤防等の施設の状況)

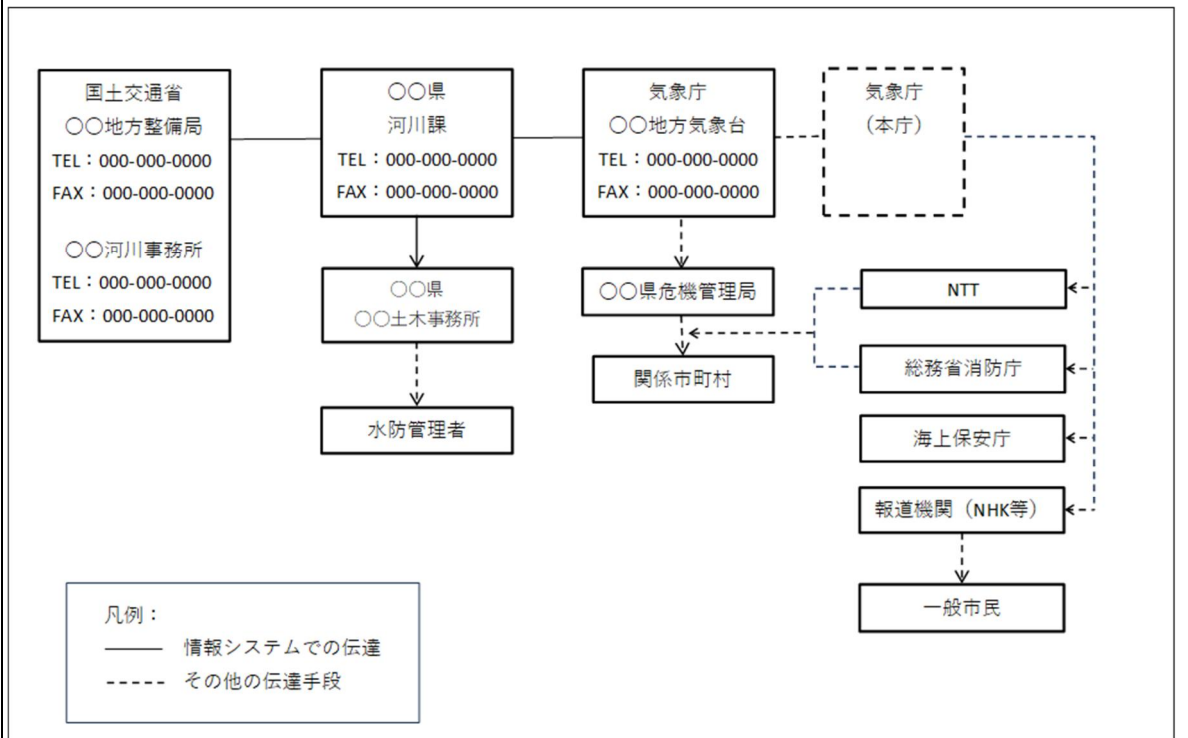
付表4 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当官署	連絡先
〇〇地方整備局	〇〇〇〇〇〇〇〇 電話:×××-×××-×××(内線:××××) / FAX:×××-×××-×××
◇◇管区気象台	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 電話:×××-×××-×××(内線:××××) / FAX:×××-×××-×××
□□県	□□□□□□□□ 電話:×××-×××-×××(内線:××××) / FAX:×××-×××-×××

付図1 高潮予報区間及び水位基準地点の位置図



付図2 高潮予報の伝達先



付図3 高潮予報発表のイメージ

(1)レベル5高潮特別警報

現認情報があった場合（計測・予測結果も基準以上）の例

〇〇海岸（〇〇県）

レベル5高潮特別警報／高潮氾濫発生情報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇地方整備局／〇〇地方気象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で高潮・高波による氾濫が発生

（主文）

【警戒レベル5相当】高潮予報区間：〇〇区間

災害が発生しています。〇〇海岸〇〇区間では、〇〇市〇〇地区付近で高潮・高波（越波 or 越水 or 決壊）による氾濫が発生しました。〇〇区間のその他の地区においても既に氾濫が発生している可能性があります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が予想される地区

〇〇区間：〇〇市・〇〇市・〇〇町

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。

気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位（レベル5） : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル ※実況が計測ない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

付図3 高潮予報発表のイメージ

(1)レベル5高潮特別警報

現認情報があった場合（計測・予測結果は基準以下）の例

〇〇海岸（〇〇県）

レベル5 高潮特別警報／高潮氾濫発生情報

令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇地方整備局／〇〇地方気象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で高潮・高波による氾濫が発生

（主文）

【警戒レベル5相当】高潮予報区間：〇〇区間

災害が発生しています。〇〇海岸〇〇区間では、〇〇市〇〇地区付近で高潮・高波（越波 or 越水 or 決壊）による氾濫が発生しました。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が予想される地区

〇〇区間：〇〇市・〇〇市・〇〇町

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。

気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位（レベル5） : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル ※実況が計測ない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位+波の打ち上げ高

予測情報による推認しかできない場合の例

〇〇海岸（〇〇県）

レベル5 高潮特別警報／高潮氾濫発生情報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇地方整備局／〇〇地方気象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で高潮・高波による氾濫が発生しているおそれ

（主文）

【警戒レベル5相当】高潮予報区間：〇〇区間

災害が発生しているおそれがあります。〇〇海岸〇〇区間では、高潮・高波による氾濫が発生する水位が予測されました。〇〇区間では数時間以内に氾濫が発生する可能性があります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が予想される地区

〇〇区間：〇〇市・〇〇市・〇〇町

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。

気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位（レベル5） : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況が計測ない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

(2) レベル4高潮危険警報

〇〇海岸（〇〇県）

レベル4 高潮危険警報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇地方整備局／〇〇地方気象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル4相当】高潮予報区間：〇〇区間

これは、避難指示の発令の目安です。〇〇海岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位+波の打ち上げ高

(3) レベル3高潮警報

〇〇海岸（〇〇県）

レベル3高潮警報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇地方整備局／〇〇地方气象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル3相当】高潮予報区間：〇〇区間

これは、高齢者避難の発令の目安です。〇〇海岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル ※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

(4) レベル2高潮注意報

〇〇海岸（〇〇県）

レベル2 高潮注意報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇地方整備局／〇〇地方気象台／〇〇都道府県 発表

（見出し）

〇〇海岸で〇月〇〇日〇〇時頃から

高潮・高波による氾濫が発生するおそれ

（主文）

【警戒レベル2】高潮予報区間：〇〇区間

〇〇海岸〇〇区間では、〇〇日〇〇時頃より、潮位又は水位が基準を超え、氾濫するおそれがあります。高潮・高波に関する情報に注意してください。

参考情報

高潮予報区間

- 〇〇区間 : 〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先

潮位（〇〇区間）

- 基準潮位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点予測潮位 : 〇. 〇メートル
- 予測ピーク潮位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

水位（〇〇区間）

- 基準水位 : 〇. 〇メートル
- 〇時時点実況水位 : 〇. 〇メートル
（〇時時点予測水位 : 〇. 〇メートル）※実況がない場合は予測水位を表示
- 予測ピーク水位 : 〇. 〇メートル（〇月〇日〇時）

※水位：潮位＋波の打ち上げ高

6. 卷末資料

6-1 都道府県コード

団体コード	都道府県名 (漢字)	都道府県名 (カナ)
01	北海道	ホッカイドウ
02	青森県	アオモリケン
03	岩手県	イワテケン
04	宮城県	ミヤギケン
05	秋田県	アキタケン
06	山形県	ヤマガタケン
07	福島県	フクシマケン
08	茨城県	イバラキケン
09	栃木県	トチギケン
10	群馬県	グンマケン
11	埼玉県	サイタマケン
12	千葉県	チバケン
13	東京都	トウキョウト
14	神奈川県	カナガワケン
15	新潟県	ニイガタケン
16	富山県	トヤマケン
17	石川県	イシカワケン
18	福井県	フクイケン
19	山梨県	ヤマナシケン
20	長野県	ナガノケン
21	岐阜県	ギフケン
22	静岡県	シズオカケン
23	愛知県	アイチケン
24	三重県	ミエケン
25	滋賀県	シガケン
26	京都府	キョウトフ
27	大阪府	オオサカフ
28	兵庫県	ヒョウゴケン
29	奈良県	ナラケン
30	和歌山県	ワカヤマケン
31	鳥取県	トトリケン
32	島根県	シマネケン
33	岡山県	オカヤマケン
34	広島県	ヒロシマケン
35	山口県	ヤマグチケン
36	徳島県	トクシマケン
37	香川県	カガワケン
38	愛媛県	エヒメケン
39	高知県	コウチケン
40	福岡県	フクオカケン
41	佐賀県	サガケン
42	長崎県	ナガサキケン
43	熊本県	クマモトケン
44	大分県	オオイトケン
45	宮崎県	ミヤザキケン
46	鹿児島県	カゴシマケン
47	沖縄県	オキナワケン

6-2 沿岸番号

<沿岸コード表>

都道府県名	沿岸名	沿岸番号	都道府県名	沿岸名	沿岸番号
北海道	北見	1	新潟	富山湾	26
北海道	根室	2	富山		
北海道	十勝釧路	3	石川	能登半島	27
北海道	日高胆振	4	石川	加越	28
北海道	渡島東	5	福井		
北海道	渡島南	6	静岡	伊豆半島	29
北海道	後志檜山	7	静岡	駿河湾	30
北海道	石狩湾	8	静岡	遠州灘	31
北海道	天塩	9	愛知		
青森	下北八戸	10	愛知	三河湾・伊勢湾	32
青森	陸奥湾	11	三重		
青森	津軽	12	三重	熊野灘	33
秋田	秋田	13	和歌山		
山形	山形	14	福井	若狭湾	34
岩手	三陸北	15	京都	丹後	35
岩手	三陸南	16	兵庫	但馬	36
宮城			和歌山	紀州灘	37
宮城	仙台湾	17	兵庫	大阪湾	38
福島			大阪		
福島	福島	18	兵庫	播磨	39
茨城	茨城	19	兵庫	淡路	40
千葉	千葉東	20	鳥取	鳥取	41
千葉	東京湾	21	島根	島根	42
東京			島根	隠岐	43
神奈川			山口	山口北	44
東京	伊豆小笠原諸島	22	山口	山口南	45
神奈川	相模灘	23	広島	広島	46
新潟	新潟北	24	岡山	岡山	47
新潟	佐渡	25	徳島	讃岐阿波	48
			香川		

都道府県名	沿岸名	沿岸番号	都道府県名	沿岸名	沿岸番号
徳島	紀伊水道西	49	沖縄	琉球諸島	71
徳島	海部灘	50			
高知					
高知	土佐湾	51			
高知	豊後水道東	52			
愛媛					
愛媛	伊予灘	53			
愛媛	燧灘	54			
香川					
福岡	玄界灘	55			
福岡	豊前豊後	56			
大分					
大分	豊後水道西	57			
宮崎	日向灘	58			
鹿児島	大隅	59			
鹿児島	鹿児島湾	60			
鹿児島	薩摩	61			
鹿児島	薩南諸島	62			
熊本	八代海	63			
鹿児島					
熊本	有明海	64			
佐賀					
福岡					
長崎					
熊本	天草西	65			
長崎	橘湾	66			
長崎	西彼杵	67			
長崎	大村湾	68			
長崎	松浦	69			
佐賀					
長崎	五島・杵岐・対馬	70			

6-3 用語の定義

(五十音順)

用語	定義
越波・越流氾濫開始箇所	高潮予報区間において、堤防等が決壊せず、潮位が堤防天端高等を超える場合や、堤防天端高等を越波・越流する場合のみに氾濫する条件で実施する高潮浸水シミュレーションにより、氾濫が開始する箇所。
越波・越流氾濫開始時刻	高潮予報区間において、潮位が堤防天端高等を超える場合、堤防天端高等を越波・越流する場合に氾濫する条件で実施する高潮浸水シミュレーションにより、氾濫が開始する時刻。
基準高	レベル5特別警報を発表する際に、水位又は潮位と比較する対象となる高さ(堤防天端高等)。
基準水位	高潮予報区間ごとに、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(波の打上げ高、越波流量)に達するおそれがあることなどを判断し、波の打上げ高に関する高潮予測情報の通知及び周知により広く伝えるために、高潮予報区間ごとに設定する基準となる水位。
基準潮位	高潮予報区間ごとに、高潮による災害の発生を特に警戒すべき潮位に達するおそれがあることなどを判断し、高潮予測情報の通知及び周知により広く伝えるために、高潮予報区間全体に適用する基準となる潮位。
決壊氾濫開始箇所	高潮予報区間において、潮位や波が堤防等の設計条件に達した段階(潮位が設計高潮位を超える、打上げ高が堤防天端高等を超える、越波流量が許容越波流量を超える)で堤防等が決壊するという条件で実施する高潮浸水シミュレーションにより、決壊による氾濫が開始する箇所。
決壊氾濫開始時刻	高潮予報区間において、高潮浸水シミュレーションにより、決壊による氾濫が開始する時刻。
高潮予測情報	高潮・高波による潮位や水位(潮位+波の打上げ高)の予測情報。
高潮予測の水位基準地点	高潮予報区間ごとに、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(波の打上げ高、越波流量)に達するおそれがあることなどを判断し、波の打上げ高に関する高潮予測情報の通知及び周知により広く伝えるために、高潮予報区間ごとに設定する水位の基準となる地点。
高潮予報海岸	高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸を指す。
高潮予報区間	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(潮位+波の打上げ高)・越波流量に達するおそれがあるといった高潮予測情報を、高潮予報海岸ごとにおいて周知する対象となる区間。

